

■開館日時

曜日	時間
火～金曜日	13:00～20:00
土・日曜日・祝日	9:00～19:00

※月曜日、年末年始は休み

■施設利用料

使用者区分	料金
市内在住の人	500円
市外在住の人	1,000円

※高校生以下の体験学習には減免制度があります

■粘土代（焼き上げ料含む）
（粘土600グラム当たり）

窯	料金	焼上時期
電気窯	700円 （600グラム増毎 に500円追加）	随時
登り窯	1,500円 （600グラム増毎 に1,000円追加）	年2回 （春・秋）

※粘土600グラムでコーヒーカップ（皿付き）1個が作れます

※作品の焼き上がりや受け渡し方法など、詳しくはお問い合わせください

《第1回手びねり初級教室》

コース	開始日	時間
A	4月26日から 毎週木曜日	13:30～15:30 18:00～20:00
B	4月21日から 毎週土曜日	10:00～12:00 17:00～19:00

定員 各コース10人程度（先着順）

受講料 5,000円（施設使用料、粘土・焼き上げ料含む）

回数 各コース全5回

問い合わせ先 勝北支所市民生活課（勝北公民館内）
☎36-2101



陶芸、はじめてみませんか
勝北陶芸の里工房



無料法律・人権相談所
5月1日～7日は憲法週間
とき 5月11日（金）午前10時～
正午
ところ 岡山
地方・家庭
裁判所津山
支部（椿高
下）
※申し込み不要
問い合わせ先 岡山地方裁判
所（岡山市）☎086・2
22・6771



「住民自治協議会事業」
あなたの地域でも！
まちづくりの協議会
高齢化や過疎化により日々の暮らしや支え合い、共同作業など、地域の運営が近い将来困難になることが予測される地域で、自らが暮らす地域の運営を行う「まちづくりの協議会」を設立しませんか。



市との協働により地域づくりを行う地域を募集します。
主な活動 ①実施体制の整備 ②地域の現状と課題の把握 ③地域運営の計画策定 ④計画に基づいた活動の実施
実施要件 対象地域 55歳以上の割合が50%以上を占める地区を含む地域、範囲 2 おおむね小学校区、または連合町内会の支部の範囲、**構成員** 2 該当地域の団体・個人
支援内容 ①協議会の設立や地域運営の計画策定、活動

への職員やアドバイザーの派遣 ②補助金の交付（1協議会25万円以内） ③各協議会共通の課題に対する研修会の実施など
締め切り 5月28日（月）
応募方法 協働推進室に備え付けの申請書（市ホームページからも印刷可）に必要な事項を記入して、郵送または直接申し込む
問い合わせ先 〒708・8501 津山市山北520協働推進室（市役所3階）
☎32・2032

市役所本庁舎 時間延長窓口

毎週金曜日、市役所本庁舎では時間を延長して午後7時まで戸籍・住民票・印鑑証明書の交付、印鑑登録、パスポートの交付、納税関係の証明書の交付、納税相談、介護申請を行っています

「エクレール・お菓子放浪記」
震災復興支援映画上映会
とき 5月26日（土）①午前10時～
②午後2時～
ところ 津山文化センター（山下）
料金 一般 1,000円（当日券1,500円）、小・中・高校生 800円（当日券800円）
チケット販売所 津山文化センター、文化課（市役所東庁舎3階）
※チケット1枚につき、30円を東日本大震災の震災孤児支援として寄付します
問い合わせ先 文化課 ☎32・2121



女性の再就職を支援 キャリアアップ講座（1期）
とき 6月13日（水）～7月19日
定員 15人（選考あり）
対象 結婚・出産・育児・介護などで仕事を中断し、再就職を希望する女性で、講座終了後すぐに就職でき全期間受講できる人
内容 エクセル検定3級程度の技術や就業に関する知識習得など
送付先 〒700・0807 岡山市北区南方2・13・1きらめきプラザ6階ウイズセンター（岡山県男女共同参画推進センター）
問い合わせ先 「さん・さん」 ☎31・2533、ウイズセンター ☎086・235・3307



ライフサポートセンター
一人で悩んでいませんか
相談日 月～金曜日午前10時～午後5時（祝日を除く）
相談内容 労働、福祉、就職、金融、法律、ボランティア、冠婚葬祭など
相談料 無料
※裁判や実務依頼などの場合は、費用要
問い合わせ先 ライフサポートセンターつやま（津山圏域雇用労働センター（山下内）） ☎35・2433



国民年金の ぞ存知ですか
「学生納付特例制度」
所得の少ない学生が、将来、老齢年金が受給できなくなったり、事故や病気により心身に障害が残った時、障害基礎年金が受給できなくなったりすることを防ぐために、保険料の納付を猶予する制度です。
対象 大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得が118万円以下の人
申請に必要なもの 学生証（写し）または在学証明書、年金手帳、印鑑（本人が署名する場合は不要）、離職票または雇用保険受給資格者証（離職後、学生になった人が必要）
承認期間 4月から翌年の3月まで
※猶予された保険料はさかのぼって納めることができます
※詳しくは、お問い合わせください
問い合わせ先 保険年金課（市役所1階6番窓口） ☎32-2072 または各支所市民生活課

